

## 第2期多賀城市次世代育成支援行動計画について

区分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
<b>多賀城市総合計画</b>	現	第5次(前期)					第5次(後期)											
	新										計画策定		第6次(前期)					
<b>次世代育成支援行動計画(子どもの貧困対策を含む)</b> 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけられる計画(策定は努力義務)  <b>定める事項</b> ／地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関すること	現	第1期					第2期					※1年延伸						
	新	17年度～26年度までの10年間					27年度～31年度までの5年間で1年延伸					計画策定		次期計画				
次の理由から計画期間を1年延伸し、終期を平成32年度とします。 ①第6次総合計画と合わせ、複合的に検討することで、子ども・子育ての環境整備をさらに推進し、総合的な子ども・子育て支援策の推進を図ることにつながる。 ②第5次総合計画の成果指標を基準値や目標値としている項目が多い。																		
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                         33年度～37年度までの5年間                     </div>																		
<b>子どもの生活に関する実態調査(子どもの貧困対策事業)</b>	新											調査						
平成31年度で現状を把握し、平成33年度を始期とする次世代育成支援行動計画に、子どもの生活に関する実態調査の結果を踏まえて、子どもの貧困対策の方針を盛り込みます。 ※独立した計画ではなく、行動計画に章として盛り込むイメージ																		
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                         次世代育成支援行動計画に、子どもの貧困対策の方針を盛り込む                     </div>																		
<b>子ども・子育て支援事業計画</b>  子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられる法定計画(策定は義務)  <b>定める事項</b> ／教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について	現						第1期											
	新						27年度～31年度までの5年間					調査	計画策定	第2期				
総合計画・次世代育成支援行動計画との整合性を図るために、必要に応じて見直しを行う																		
<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                         32年度～36年度までの5年間                     </div>																		